

生活支援訪問型サービス従事者養成研修を事業者が実施する際の手順

① 研修の計画

事業者は、独自で従事者養成研修を行うために、研修場所や講師の確保など、研修に必要な事項について決める。

② 研修実施の申請

事業者は、研修を実施する1ヶ月前までに、那覇市ちゃーがんじゅう課総合事業グループへ「研修実施申請書（第1号様式）」と添付資料を提出し、市から研修実施許可通知書と必要数の標準テキスト等を受け取る。（窓口 or 郵送）

③ 研修を実施

下記の要件に沿って研修を行う。

【要件】

講師：介護福祉士を基本とし、研修科目の内容に合わせて、社会福祉士・主任介護支援専門員・看護師又は保健師等を講師として実施する。

時間：合計15時間以上（目安：5h×3日間）

内容：市が配布した標準テキスト等を使用する研修

※上記内容に加えて事業者独自の講義、実技・実践研修を合わせて行うことも可能。

④ 実施報告

研修実施後、1ヶ月以内に市へ下記の書類を提出し、実施報告を行う。

- ・実施報告書（第5号様式）
- ・修了者名簿（第6号様式）
- ・研修実施記録（第7号様式）
- ・出席簿などの必要な資料

⑤ 修了証明書交付

実施報告の受理後、市は修了証明書を発行する。

※発行には、1週間程度かかる。

事業者は、市が発行した修了証明書を研修修了者へ交付する。

※修了者は、修了証明書の交付後、研修を受けた事業者でのみサービスに従事できる。